

設楽ダム費用負担はどうなっているのか？

市野和夫 20130813

設楽ダム基本計画で示された配分比率と容量配分から計算で求めた比率が異なっていることに注目して、明示されていない『流水の正常な機能の維持』の利水安全度向上分と河川維持流量分を見積もることとする。

基本計画では、国と県との河川法上の負担が、建設費用の 890 / 1000、特ダム法上の水道用水に係る愛知県の負担が、110 / 1000 となっている。

かんがい用水については、河川法上の負担に含まれているが、建設費用の 113 / 1000 とされ、かんがい利用者がその 1 / 10 を負担することになっている。

洪水調節・流水の正常な機能の維持分が、基本計画では分離されないで示されている（かんがい分については内数として明示）。水道およびかんがいの目的別容量配分の比率と基本計画比率の差分が、流水の正常な機能の維持に含まれる利水安全度向上分に相当するものとみなして、基本計画のアロケを各目的別に分けて示してみたのが下表である。目的別容量配分から求めた比率を赤紫字で、基本アロケの配分比率を青字、目的別費用を赤字で示す。利水安全度向上分の比率と費用について、茶字で示す。

設楽ダムアロケーションの計算と基本計画の比較

容量：万m³、 金額：億円

目的別 容量	比率	費用_計算	基本計画ア ロケ	費用_計画	比率の差 計画 - 計算	差額(利水安 全度向上分)
洪水調節	1900	0.2065 427.455	0.890 (0.2065)	1842.3 (427.455)	(洪・流・か 合計)	
流水正常	6000	0.6522 1350.054	(0.5705)	(1180.935)	(- 0.0817)	- 169.119
かんがい	700	0.0761 157.527	(0.113)	(233.910)	0.0369	76.383
水道	600	0.0652 134.964	0.110	227.700	0.0448	92.736

基本計画に示されたアロケーションから逆算することで、計画では明示されていない、流水正常機能維持に含まれる利水安全度向上分 169.119 億円（特定利水）と河川維持流量分 1180.935 億円（不特定利水）を、分離したことになる。

このうち、水道については、愛知県が払うことが明示されている。かんがい用水分の費用負担を誰がどのように行うのかについては、1 / 10 部分をかんがい利用者が負担するとされているが、どのような手続きでかんがい利用者の負担の合意がなされているのかいないのか、明らかにされる必要がある。